

○国立大学法人埼玉大学高圧ガス管理要項

(趣旨)

第1条 この要項は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）及び関係法令に従い、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）において保有及び使用する高圧ガスを適正に管理し、教育研究活動等における高圧ガスによる事故等の防止を図るため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「高圧ガス」とは、法第2条に規定するものをいう。
- (2) 「高圧ガス総括責任者」とは、本学における高圧ガスによる災害を防止するため、その管理、使用及び安全に関する事項を統括管理する者をいう。
- (3) 「高圧ガス管理責任者」とは、各部局で管理及び使用する高圧ガスに関する事項を管理する者をいう。
- (4) 「高圧ガス使用責任者」とは、部局の研究室、実験室等（以下「研究室等」という。）において高圧ガスを保有及び管理する教職員のうち、研究室等ごとに選任された者をいう。
- (5) 「高圧ガス使用者」とは、高圧ガス使用責任者の下で、研究室等において高圧ガスを使用する教職員及び学生をいう。
- (6) 「部局」とは、各学部、各大学院研究科、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、ダイバーシティ推進センター、国際本部、教育学部附属学校及び事務局をいう。
- (7) 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(高圧ガス管理の方針)

第3条 高圧ガス管理の方針は、国立大学法人埼玉大学教職員労働安全衛生管理規則第16条第1項に規定する安全衛生委員会が決定する。

(高圧ガスの管理組織)

第4条 本学に、高圧ガス総括責任者を置き、学長をもって充てる。

2 各部局に、高圧ガス管理責任者を置き、部局長をもって充てる。

(高圧ガス総括責任者の責務)

第5条 高圧ガス総括責任者は、本学における高圧ガスの管理、使用及び安全に關し、必要な指示を高圧ガス管理責任者に与える。

(高圧ガス管理責任者の責務)

第6条 高圧ガス管理責任者は、高圧ガス総括責任者の指示の下、部局における高圧ガスの保有及び使用がこの要項及び関係法令の定めるところに従って適

正に行われるよう高圧ガス使用責任者を選任し、指揮監督する。

(高圧ガス使用責任者の責務)

第7条 高圧ガス使用責任者は、研究室等で保有及び使用する高圧ガスを適正に管理し、高圧ガス使用者に対して、事故を未然に防止するための安全教育及び高圧ガス使用中の安全管理等の技術的な指導を実施するとともに、高圧ガスを適正に保管及び使用できる環境を提供するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究室等及びその周辺の危険防止措置に関すること。
- (2) 高圧ガスの保管及び管理状況並びに設備の点検に関すること。
- (3) 高圧ガスの使用状況の点検に関すること。
- (4) 高圧ガス容器の薬品管理システムへの登録及び受払状況等必要事項の入力に関すること。
- (5) その他高圧ガスに係る事務の処理について必要と認められる事項

(高圧ガス使用者の責務)

第8条 高圧ガス使用者は、高圧ガス使用責任者の指示に従い、高圧ガスを適正に保管及び使用する。

- 2 高圧ガス使用者は、高圧ガスによる事故、災害、高圧ガス容器の盗難、紛失等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、直ちに安全処置等を行い、高圧ガス使用責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(高圧ガスの管理)

第9条 本学において取り扱う高圧ガスの管理は、国立大学法人埼玉大学薬品管理要項第9条第1項に規定する埼玉大学薬品管理システム（以下「薬品管理体制」という。）を利用するものとする

- 2 高圧ガスは、高圧ガス容器ごとに管理する。
- 3 高圧ガス使用責任者は、高圧ガスを保有したときは、高圧ガスの種類、保管場所、容器番号、購入先（納品業者）、使用目的等を薬品管理システムに登録するとともに、高圧ガスの使用を終了したときは、高圧ガス容器の返却等を薬品管理体制に入力しなければならない。
- 4 全ての高圧ガス容器には管理用のバーコードを貼付し、管理はこのバーコードにより行う。

(講習)

第10条 高圧ガス使用責任者及び高圧ガス使用者は、高圧ガス総括責任者が実施する高圧ガスの保有、管理及び使用に関する講習を受けなければならない。

(緊急時の措置)

第11条 高圧ガス使用責任者は、第8条第2項の規定による報告を受けたときは、直ちに所属する部局の高圧ガス管理責任者に報告し、必要な措置を講じな

ければならない。

2 前項の場合において、高圧ガス管理責任者は、適宜適切な措置をとるとともに、速やかに高圧ガス総括責任者に報告しなければならない。

3 高圧ガス総括責任者は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて監督官庁等へ届け出るとともに、必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、高圧ガスの安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年3月30日から施行する。